

国民年金の加入と納付について

国民年金は、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入し40年間保険料を納めます。

加入者は保険料の納付方法や、給付の内容が異なっているため3種類に分類されます。

	第1号被保険者 (国民年金のみに加入)	第2号被保険者 (国民年金と厚生年金・共済組合に加入)	第3号被保険者 (国民年金のみに加入)
加入者の種類	自営業・農林漁業・学生・フリーアルバイター・無職の人など	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
加入届出先	役場(住民課又は溝口分庁舎総合窓口課)	勤務先が加入手続きを行います	第2号被保険者の勤務先
保険料の納め方	個人で納めます。納付困難な場合は免除申請などがあります。	給与からの天引きなどで、厚生年金や共済組合の保険料を納めます。	個人で納付する必要はありません。

* 国民年金保険料の額...定額 1か月 13,580円

希望者のみ、付加保険料を1か月につき400円加算することができます。納付すると、老齢基礎年金に(200円×付加保険料納付済月数)加算されます。

* 保険料の納め方(第1号被保険者)

社会保険庁から送付された納付書で、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどで直接納める方法と、預金口座から自動的に引き落とされる口座振替があります。(前納される場合は、口座振替だと割引額が多くて大変お得です。)口座振替の手続きは、金融機関又は米子社会保険事務所で行います。

毎月の保険料は、翌月の末日までに納付することになっていますが、1年分前納は4月末、6か月分前納は4月末と10月末までに納付にすることになっています。

* 保険料の割引制度...お早めに社会保険事務所にお申し出ください。

納付書払いの場合...	1年分前納	年間	2,890円割引	} 割引額は 17年度の場合です
	6か月分前納	6か月	660円割引	
口座振替の場合.....	早割(当月末振替)	毎月	40円割引	
	1年分前納	年間	3,420円割引	
	6か月分前納	6か月	930円割引	

【問合わせ先】住民課 ☎ 68 - 3115 米子社会保険事務所 ☎ 34 - 6111